

実施方針に関する質問及び回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1	1	(5)	④		業務範囲	民間事業者と優先交渉権者は同義でよろしいでしょうか。(以下、「優先交渉権者」という、とありますが、これ以降、民間事業者という語句も多数、使用されているため)	同義ではありません。「優先交渉権者」は「市により決定された民間事業者」を示すものです。
2	7	第1	1	(5)	④		業務範囲	屋外遊び場の面積算出方法は、遊具の投影面積でしょうか。もしくは、遊具と周辺余白を合わせたエリア面積でしょうか。	遊具等の投影面積ではなく敷地としての面積です。
3	7	第1	1	(5)	④		業務範囲	旧児童文化館の基礎下部分は、杭ですか、又は直接基礎ですか。	直接基礎です。
4	9	第1	1	(5)	⑨		都市公園法第5条に基づく設置管理許可に関する事項	土地使用料については、各敷地において、異なる額を提案してもよろしいでしょうか。	可能です。
5	15	第2	4	(2)	②		各業務にあたる者の要件	統括管理業務のみの企業はとくに要件はないということでしょうか。	ご理解の通りです。要件はありません。
6	16	第2	4	(2)	②	イ	特定公園施設の各業務にあたる者	運營業務にあたる者の要件について、「公園施設や広場等における運営実績」とは具体的にどのような要件でしょうか。要件の表現が曖昧であると感じます。	現時点では、公園施設や広場等の指定管理の実績を想定しています。要件を満たしているか否かを判断できる明確な表現を検討し、募集要項等にて修正してお示します。
7	16	第2	4	(2)	②	イ	公募対象公園施設の各業務にあたる者	公募認定公園施設のカフェ、飲食などの運營業務はとくに要件はないということでしょうか。	各種法令に準拠する限りにおいて、要件はありません。
8	17	第2	6	(2)			SPCの設立	株式会社として本事業を実施するSPCにつきまして、協力企業においては地元企業での運営を考えておりますが、SPCの構成会社としては代表企業1社でも可能でしょうか。	可能です。
9	20	第4	2				施設要件等	第1_1_(5)_④というのは、p7の表という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。